

## 園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、園芸生産資材価格が高騰していることから、県内の園芸生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において、園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる事業実施主体、取組主体、補助対象資材、補助率等は別表1及び2のとおりとする。

### (補助金の取扱い)

第3 事業実施主体は本事業の趣旨を鑑み、県から補助金が交付された後は、速やかに取組主体へ補助金を配分しなければならない。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定により事業実施主体が提出する補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

2 本事業の申請にあたり、取組主体は別添1の園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金申請に係る確認事項の内容を承知すること。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書（別記様式第1号）に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

#### (1) 園芸生産資材支払状況報告書

- ・農業協同組合、営農集団が提出する場合：別記様式第2号－1、第2号－2
- ・上記以外が提出する場合：別記様式第2号－2

(2) 納品状況（資材の納品日、名称、数量、金額等）がわかる証憑の写し、及び支払い状況（資材の支払日、名称、数量、金額等）がわかる証憑の写し。

(3) 園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る誓約書（別記様式第3号）（事業実施主体のみ）

(4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第4号）（事業実施主体のみ）

(5) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）の写し（事業実施主体のみ）

(6) その他知事が必要と認める書類

4 補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 知事は、第3項第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

### (交付決定及び額の確定)

第5 知事は、第4の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときには、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不適当と認めるとき又は予

算上の理由等により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

- 3 規則第12条の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により補助金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(実施状況の確認)

第7 知事は、取組主体への補助金の配分状況等を確認するため、事業実施主体に対して調査を行うことができるものとする。

(返還請求)

第8 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第8条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた補助金の額を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 第7の調査により補助金を計画どおり配分していないことが明らかとなった場合 配分していない補助金額

(2) 提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合又は園芸作物の出荷実態がないことが明らかとなった場合 全額

(3) 申請された生産資材が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合 当該生産資材に係る補助金相当額

(4) 補助金の交付決定を取り消された場合 全額

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した補助金を返還させることが適当と認める場合 知事がその都度定める額

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に必要額を納付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により補助金の返還を求められた者が、前項に規定する期限内に返納を完了しない場合には、未納期間に応じて、未納金額に年10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

(書類の提出)

第9 この要綱により事業実施主体から知事に提出する書類の部数は1部とする。

(書類の保存)

第10 交付対象者は、交付申請及び補助金の交付に係る証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1 園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金の交付対象となる事業実施主体、補助対象資材等

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施主体         | <p>次の（１）から（３）までのいずれかに該当し、（４）と（５）を全て満たす者</p> <p>（１）農業協同組合</p> <p>（２）営農集団（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）</p> <p>（３）取組主体の要件を満たす農業法人又は個人生産者<br/>ただし、個人生産者については、農業協同組合員でない者及び営農集団に属さない者に限る。</p> <p>（４）暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。</p> <p>（５）県税に未納がないこと。</p>                                                                                                                                   |
| 取組主体           | <p>次の（１）から（３）を全て満たす者</p> <p>（１）県内における園芸作物の栽培面積が１０ａ以上であり、その園芸作物を販売する者</p> <p>（２）暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。</p> <p>（３）県税に未納がないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 補助対象資材         | <p>（１）令和８年度の生産に係る被覆資材費のうち下記の資材</p> <p>【補助対象となる被覆資材】<br/>園芸施設の外張、内張、遮光資材</p> <p>【補助対象となるマルチ資材】<br/>非分解性マルチ、生分解性マルチ、トンネル資材、べた掛け資材</p> <p>（２）本補助事業に申請する資材が国及び県の他の補助金の対象となっていないこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 補助率及び補助金額の算出方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率は令和３年からの価格高騰分の２分の１以内とする。</li> <li>・補助金額の算出方法は以下のとおりとし、千円未満は切り捨てる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>【被覆資材】補助上限：設置面積１ａ当たり３０，０００円<br/>被覆資材購入費＊ × ０．３４９ × １／２</li> <li>【マルチ資材】補助上限：設置面積１ａ当たり４，０００円<br/>マルチ資材購入費＊ × ０．３４９ × １／２</li> </ul> </li> <li>＊：設置に係る部材費や設置費、手数料、運送経費、消費税等は含まない</li> <li>・対象経費は納品及び支払実績をもって算出する。</li> <li>・なお、予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付する。</li> </ul> |
| 補助下限額          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体１件当たりの補助下限額は下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>【被覆資材】２０，０００円</li> <li>【マルチ資材】５，０００円</li> </ul> </li> <li>・なお、予算を超えた申請があり、申請額を一定割合で減額した結果、補助下限額を下回る場合はこの限りではない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |

別表 2 園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金の交付対象となる事務的経費

|               |                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施主体        | 次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者<br>（１）農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）に規定する農業協同組合<br>（２）営農集団（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について既定の定めがあるものに限る。） |
| 補助率及び補助金の算出方法 | 取組主体１件当たり２，４００円<br>補助金算出方法：実施主体を通して本事業に申請する取組主体数×２，４００円                                                                                   |